令和３年度介護報酬改定に伴う届出について

資料６

小山市　地域包括ケア推進課

〇介護報酬算定の届出

令和3年度の介護報酬改定により「新設された加算を算定する場合」や「加算の区分を変更する場合」は必要書類を添付して届出を行ってください。また、加算の要件を満たさなくなった等で「加算を取り下げる場合」についても届出が必要です。

介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の変更点は以下の表を参照してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
| 居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の  「特定事業所加算Ⅳ」を「特定事業所医療介護連携加算」に名称変更 | 取扱いに変更なし。 |
| 居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の  「特定事業所加算」に「５：加算A」を追加 | 「５：加算A」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。  （注）「２：加算Ⅰ」、「３：加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。 |
| 居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の  「情報通信機器等の活用等の体制」に「１：なし」・「２：あり」を新設 | 新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。 |

※上記につきまして、現時点での見解をまとめたものです。今後の国からの通知等により

変更の可能性がございます。